

## 神戸市個人情報保護審議会 第6回制度審議部会 議事要旨

1. 日 時 令和4年5月11日（水）13時00分～14時20分

2. 場 所 神戸市役所4号館1階本部員会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員（敬称略・五十音順）

西村裕三、荒川雅行、柴田眞里、高野一彦、中川丈久、灘本明代

(2) 事務局の職員

市長室市民情報サービス課長 ほか

(3) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

① 答申（部会案）の検討

5. 議事要旨

(1) 審議

① 答申（部会案）の検討

○委 員 これまでの制度審議部会の活動経過を振り返ると、昨年12月20日に第1回目を開催して以降、計5回に渡り、ご審議いただいた。具体的には、まず初めに、このたびの法による一元化によって、地方公共団体の個人情報保護に関する規律は個人情報保護法を直接適用されることになり、そうすると、基本的に条例で定められた規定のうち共通ルールとして法律に引き上げられる規定については、削除の対象として整理を行った。その結果、改正法と重複しない規定、すなわち、現行条例の規定があるものの改正法に規定がない事項が14項目存在し、これら14項目の規定について、改正法施行後も、引き続き規定する必要があるのかどうかを、共通ルール化の趣旨を踏まえながら検討を行った。さらに、改正法において、条例により定めるものとしている事項や、条例で定めることを妨げないとしている事項が8項目規定されているので、これらの条項について検討を行った。これらの検討の結果を、お手元の答申案として、取り纏めを行ったので、本日は部会としての答申案をご検討いただきたい。事務局より、答申案の説明をお願いします。

事務局から、審議会資料（資料1）に基づき「改正法で規定されていない現行条例の規定」について説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、14項目あるが、法律に規定はないけれども、条例に規定がある場合で、条例にある規定を残すか残さないかということを検討した。結論的には3項目を残し、もう1項目は別の規定を適用する

と、そういう結論だったが、以上 14 項目につきまして、何かご意見があればお願いしたい。

- 委員 11 頁の 10 番目の開示段階での本人確認だが、これは法律では開示請求の時だけ本人確認が必要で、開示段階は本人確認はいらぬということになっているのか。普通は両方いるんじゃないかと思うが。法律も想定しているんじゃないかなと思ったが、そうではないというのが前提なのか。
- 事務局 改正法の規定の中では、請求段階で本人確認するという規定だけで、開示時については、規定の中では記載がない。したがって、明確にしておく方が、窓口で、二度目の確認は何の根拠があるのかというふうに言われると、やはり根拠が必要となるので。
- 委員 法律から読み取れるのかなと思ったが。念のためと言う趣旨か。
- 委員 他にいかがか。
- 委員 (特に意見なし)
- 委員 それでは、法律に規定がなく条例に規定がある規定についての検討については、以上の形でまとめたい。

事務局から、審議会資料(資料1)に基づき「改正法の規定を根拠として条例で定める事項」について説明がなされた。

- 委員 ただ今 8 項目について、説明してもらったが、8 項目と言うのは法律が条例により定めるものとしている事項、あるいは条例で規定することを妨げないとしている事項について検討した。ただ今の 8 項目について、ご意見、ご質問があればよろしくお願いしたい。
- 委員 議論を整理したとおりを書いていただいているように思う。
- 委員 他にいかがか。よろしいか。
- 委員 (特に意見なし)
- 委員 5 回にわたる熱心なご審議を経て、まとめたということで。特にご意見がない、修正すべき点はないということでもよろしいか。
- 委員 (特に意見なし)
- 委員 そうしたら、24 日に全体審議会が予定されており、そこで制度審議部会の答申案をお諮りするということになる。この答申案を 24 日の全体審議会に提案するというにしたいと思う。全体を通して、ご意見は。
- 委員 内容については全然何も言うことないが、冒頭はいきなり、この文章で始まるのか。説明書きみたいな文章が最初にあるのか。
- 事務局 答申にあたっての経緯と言うのをまとめ、それを今お配りしているもの前に付けさせていただこうと思っている。審議が必要となった経緯であるとか、審議の過程、第 1 回目、第 2 回目あたりのことを踏まえながら、それを前書きとして載せていきたいというふうに思っている。前書きについては、部会長と相談させていただいて、それを基にして、本審のところでお示しさせていただければと思っている。

- 委員 員 まとめられた内容に異論はないが、冒頭の経緯を置くなら、その内容も決めでなくていいのかなと思ったので、お聞きした。普通、以下のとおり答申する、等といった文章があるように思うが、それが示されず気になった。今の話だと、経緯とかも結構載っていて、何ページかになるような雰囲気のようなのだが。1枚、2枚くらいか。
- 委員 員 そんな長いものではなかった。原案は見せてもらったことはあるが。
- 委員 員 冒頭の文も一応回覧したうえで、最終案は部会長にお任せするという流れで締めたほうがなんとなく座りが良い気がしたので発言したが、部会から本審議会に対する答申という仕組みではないということなので、そういうことなら特に構わない。
- 委員 員 文面にはいらないが、今の審議会がどうなるのかということ。
- 委員 員 そこは条例化するときまで、詰められない。
- 委員 員 個人情報保護委員会が、最近、行政機関向けのガイドみたいなものを正式に配布して、Q&Aも配布しておられて、市の方でもおそらくそれを見ながら作業にあたられているだろうと思う。審議会はきっと残す感じなのかもしれないが、構成をどうするとか、審査請求のところをどうするのかは、たぶん検討されている最中なのかという気がする。
- 事務局 先ほどの資料の27ページをご覧いただきたいが、審議会の今後の権能としましては、やはり個別具体の審議というものは、今後はなされない形になるので、(1)の「審議会の意見を聴く事項」は全て個別事案の審議なので、これらがなくなっていくイメージになると思う。したがって、(4)の部分の重要事項、あるいは個人情報保護評価書の第三者点検、これらがメインになってくると思われる。これとは別に、審査会と言う形で審査請求を受ける機関というのが必要である。そういったことで、ここで言う(4)に係る(a)、(b)、(c)、これらがメインの審議内容となってくるかと思う。したがって、権能自体も、限定された形になっていくというふうに思う。
- 委員 員 前書きというのと、答申にあたって、というのを作っている。
- 事務局 前書きは、よくあるパターンであるが、答申にあたって、というのは、具体的に制度審議部会で審議を賜った経過などを記載させていただいている。
- 委員 員 神戸市個人情報保護条例は平成9年10月の前は、旧条例があったのか。
- 事務局 9年以前の話は、電子計算機処理に係る個人情報保護条例というか、電子計算機処理に特化したものがあった。それから紙媒体もあるだろうということで、見直したのが平成9年当時になる。
- 委員 員 目を通していただいてお気づきの点は、よろしいか。
- 委員 員 (特に意見なし)
- 委員 員 また、お気づきの点があれば、本審までにお知らせいただいたらと思う。では、こういう文書を付け加えるということで。
- 委員 員 それでは、第6回制度審議部会を終えたいと思う。